

男鹿市条例第1号

男鹿市地域コミュニティセンター設置条例

(設置)

第1条 市民の主体的なコミュニティ活動を推進し、魅力ある地域社会を形成するための拠点施設として、地域コミュニティセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称、位置及び所管区域)

第2条 センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
男鹿市北浦コミュニティセンター	男鹿市北浦北浦字杉原9番地1	北浦一円
男鹿市脇本コミュニティセンター	男鹿市脇本脇本字前野8番地	脇本一円
男鹿市船越コミュニティセンター	男鹿市船越字船越40番地	船越一円
男鹿市五里合コミュニティセンター	男鹿市五里合神谷字下石27番地	五里合一円
男鹿市男鹿中コミュニティセンター	男鹿市男鹿中山町字家口144番地2	男鹿中一円
男鹿市戸賀コミュニティセンター	男鹿市戸賀浜塩谷字大水沢15番地2	戸賀一円
男鹿市椿コミュニティセンター	男鹿市船川港椿字東27番地	台島、椿、小浜、双六、門前一円

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、センターについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(男鹿市支所及び出張所設置条例の一部改正)

2 男鹿市支所及び出張所設置条例（平成17年男鹿市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
男鹿市支所設置条例 (設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、支所を設置する。 (名称、位置及び所管区域) 第2条 支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			男鹿市支所及び出張所設置条例 (設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、支所 及び出張所 を設置する。 (名称、位置及び所管区域) 第2条 支所 及び出張所 の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
男鹿市若美支所	男鹿市角間崎字家ノ下452番地	野石、福米沢、本内、松木沢、鶴木、角間崎、福川、払戸一円	男鹿市若美支所	男鹿市角間崎字家ノ下452番地	野石、福米沢、本内、松木沢、鶴木、角間崎、福川、払戸一円
			男鹿市北浦出張所	男鹿市北浦北浦字杉原9番地1	北浦一円
			男鹿市脇本出張所	男鹿市脇本脇本字前野8番地	脇本一円
			男鹿市船越出張所	男鹿市船越字船越40番地	船越一円
			男鹿市五里合出張所	男鹿市五里合神谷字下石27番地	五里合一円

改正後	改正前		
<p>(委任) 第3条 この条例に定めるもののほか、支所について必要な事項は、市長が別に定める。</p>	男鹿市男鹿中出張所	男鹿市男鹿中山町字家口144番地2	男鹿中一円
	男鹿市戸賀出張所	男鹿市戸賀浜塩谷字大水沢15番地2	戸賀一円
	男鹿市椿出張所	男鹿市船川港椿字東27番地	台島、椿、小浜、双六門前一円
備考	改正箇所は、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分である。		